

議案第58号

逗子市印鑑条例の一部改正について

逗子市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和3年11月25日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市印鑑条例の一部を改正する条例

逗子市印鑑条例（昭和51年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中「きそん」を「毀損」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、逗子市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年逗子市条例第14号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しないものとする。

第14条を次のように改める。

（印鑑登録証明の制限）

- 第14条 市長は、前条第1項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。ただし、当該印鑑登録証が著しく汚染し、又は毀損しているため、識別が困難である場合を除く。
- 2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送によってのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードを活用し、電子情報処理組織を使用する印鑑登録証明書の交付申請の制度を導入するに当たり、改正の要あるため提案する。